

中央大学貸与奨学金 返還のてびき



中央大学学生部事務室奨学課

奨学金の返還に関する大切な情報が載っています。

返還が完了するまで大切に保管して、必要に応じて諸手続きを取ってください。

中央大学貸与奨学金 「返還の覚え」貼付欄

「返還説明会」にて配布された「返還の覚え」を下欄に貼るか内容を転記してください。

「返還の覚え」には自分が借りた奨学金の金額や連帯保証人、保証人が誰なのか等、非常に重要な内容が載っていますので、絶対に忘れないようにしてください。

学籍番号							
借用総額							円
返還年賦額							円
返還期間	年 12月 ~			年 まで			
連帯保証人							
保証人							

※学籍番号は最終学歴の学籍番号を記入してください。

(例：法学部から法学研究科に進学した人・・・法学研究科の学籍番号を記入)

※専門職大学院へ進学した人は、学部生の学籍番号となります。

※連帯保証人は奨学生とともに返還の義務を負う方で、原則父母のどちらかです。

※保証人は返還の義務は負いませんが、奨学生および連帯保証人に返還の指導をする方です。

はじめに

この中央大学貸与奨学金はその名の通り「貸与」の奨学金であり、奨学生（借用者）のみなさんは返還の義務を負います。

決められた金額、決められた期間できちんと返還をしていきましょう。

みなさんからの返還金は、多くの後輩の教育研究活動を支えています。

また、奨学金の返還は非常に長期にわたりますので、計画的な返還をお願いします。

「借りたものは必ず返す」これは当たり前のことではありますが、当たり前のことをきちんとやることがとても大切です。

もし返還が滞ることがあれば自分だけでなく、連帯保証人や保証人など周りの人にも多くの迷惑をかけてしまいます。

そのようなことが絶対ないように十分注意してください。

目次

	ページ
はじめに	
<奨学金返還の手続きについて>	
1. 学籍番号は忘れずに！	1
2. 新規返還者住所届の提出について	1
3. 返還金額について	1
4. 返還始期について	1
5. 返還方法について	1
6. 口座自動振替制度について	2~3
7. 返還期間について	3
8. 繰上返還について	3
9. 領収書について	3
10. 返還が完了したら・・・	3
11. 返還が滞ってしまったら・・・	4
12. 大学への登録事項の変更手続きについて	4~5
13. 返還猶予について	6~7
14. 返還免除について	8
口座自動振替に関するQ&A	9~11
<巻末綴じ込み>	
(様式1) 転居届・勤務先変更届	
(様式2) 改氏名届	
(様式3) 連帯保証人変更届	
(様式4) 保証人変更届	
(様式5) 返還猶予願 ※ 猶予事由欄記入について/記入例 添え	
(様式6) 返還免除願	
(様式7) 返還年賦額を超える返還・一括返還 振替申込書	
(様式8) 口座振替金額 増額申込書	
口座自動振替に関する取り扱い要領	
中央大学奨学金貸与規程	

奨学金返還の手続きについて

ここでは中央大学貸与奨学金返還の各手続きについて説明します。

1. 学籍番号は忘れずに！

奨学金の管理は 最終学歴の学籍番号 で行います。
絶対に忘れないように控えておいてください。

本学大学院へ進学した方 → 大学院の学籍番号
専門職大学院へ進学した方 → 学部の学籍番号

2. 新規返還者住所届の提出について

卒業後の最初の手続きは、「新規返還者住所届」の提出です。

住所届とは、卒業後の本人・連帯保証人・保証人の住所・電話番号・勤務先等を確認させていただくものです。奨学金の返還に利用いたします。

卒業後の最初の7月頃に、奨学金返還に関するお知らせとともに連帯保証人へ送付します。必ず全員、提出期限までに返送してください。

3. 返還金額について

この奨学金は無利子です。

- ・返還総額（借用総額）は、「返還の覚え」で確認してください。
- ・返還総額を規定の年数（7参照）で割った金額を「返還年賦額」とし、毎年その年賦額を返還のうえ、決められた返還期間内で完済してください。

4. 返還始期について

奨学金の返還は、大学および大学院を卒業・修了された後の最初の12月から開始されます。具体的には次の通りとなります。

卒業・修了の方・・・卒業・修了した年の12月より開始

退学・除籍の方・・・学籍がなくなった月から6ヶ月経過後の最初の12月より開始

*在学中から返還することもできます（振込用紙を使用していただきます）。

希望する方は、奨学課まで連絡してください。

5. 返還方法について

現在中央大学貸与奨学金のご返還は、

- ・年に一度の口座振替による返還・・・**年賦返還** と、
- ・毎月の分割による口座振替での返還・・・**月賦返還**よりご指定いただけます。

*分割（月賦）とは、年賦額を12(ヶ月)で割った金額より設定いただけます。〈要相談〉

6. 口座自動振替制度について

奨学金の返還は「口座自動振替制度」によるご指定の口座からの振替となります。必ず全員加入していただきます。

口座自動振替制度によって、返還を迅速・確実に行うことができます。

(1) 加入手続

最終学年に行う返還説明の際に加入手続をおこないます。

また、返還期間中随時申請が可能です。ご希望の年月からご利用をお考えの際は、お手続きに2か月ほど時間を要するため、お早目の申請をお勧めします。

※中央大学公式HPの奨学金カテゴリーよりフォームでの申請をお願いします。

https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/borrow/account_transfer/

(2) 取り扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合（一部を除く）・労働金庫・農協・ネット銀行（一部を除く）・信漁連・漁協（一部を除く）その他

(注) ネット銀行や、インターネットによる開設口座、無印鑑登録での口座をご利用の場合、手続き時に金融機関よりご本人様宛に連絡(電話やメール)による確認がございます。必ずご対応ください。

確認できない場合、手続きが完了しません。

※ 金融機関によって確認方法は異なりますので、ご不明な点は各金融機関へお問い合わせください。

(3) 振替日

〈年賦返還〉毎年12月4日（休業日の場合、翌営業日）に指定口座より、年賦額に手数料を加算して振り替えます。

* 11月下旬に口座振替のご案内ハガキを送付しますので、ご確認のうえ指定の口座に準備をしておいてください。

〈月賦返還〉毎月4日（休業日の場合、翌営業日）に指定口座より、設定の月賦額に手数料を加算して振り替えます。

* 月賦での口座振替開始月の前月下旬に月賦口座振替案内(封書)を送付しますので、ご確認のうえ指定の口座に準備をしておいてください。

(4) 口座名義

原則本人名義の口座となりますが、希望により連帯保証人の口座でも承ります。

(5) 振替手数料

振り替えには口座振替手数料（消費税を含む72円<2025.3月時点>）がかかります。

※金融機関の取決めにより金額が変更される場合もあり。

万が一、1回目の振り替えの際に残高不足によりお引落しができなかった場合は、2月4日（休業日の場合、翌営業日）に再度振り替えを行います。手数料は2回分がかかりますので十分に注意してください。

(6) 振替口座の変更

改めて「口座振替依頼書」の提出が必要となります。
手続きには2か月ほど時間を要します。

※中央大学公式HPの奨学金カテゴリよりフォームでの申請をお願いします。

☞https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/borrow/account_transfer/

※年賦返還者の方は9月末までに提出されないと当年の口座振替にご利用
いただけない場合もございますのでお早目の申請をお勧めします。

7. 返還期間について

返還期間は次の通りです。

- ・大学の貸与奨学金を1年間（1回）のみ借りた場合・・・10年間
- ・大学の貸与奨学金を2年間以上（2回以上）借りた場合・・・15年間

*大学の貸与奨学金には、中央大学貸与奨学金の他、入学時貸与奨学金、応急奨学金、
大学院特別奨学金なども含まれます。

8. 繰上返還について

全額（一括）および、繰り上げ（一部または計画的に年賦額に上乗せなど）で返還することができます。

ご希望の場合は、『返還のてびき』綴込にある下記の申込書を用途によって提出してください。また、残額をお確かめのうえ、お間違いないよう金額を記入してください。※奨学課までご連絡くださればお知らせいたします。

※一括返還は、ご希望の口座振替月を選択いただけます。必要書類を振替希望月の2か月前までに郵送・FAX・メール添付のいずれかにて提出してください。

- ・全額（一括）☞「返還年賦額を超える返還・一括返還 振替申込書」（様式7）
*ご希望によっては振込用紙での返還も承ります。ご連絡いただければ専用の振込用紙を送付します（様式7の提出は不要）。
- ・繰上（一部）☞「返還年賦額を超える返還・一括返還 振替申込書」（様式7）
または「口座振替金額 増額申込書」（様式8）
- ・繰上（計画的）☞「口座振替金額 増額申込書」（様式8）
*最終返還時の金額が変わる場合や、返還終了年度が早まることにもなります。

9. 領収書について

奨学金の返還について領収書の発行はしておりません。

各自、通帳に記帳いただくなどしてください。

完済時には、完済通知の発行をしております。（下記10.参照）

10. 返還が完了したら・・・

奨学金をすべて返還した方には、完済した月の翌月末までに、完済通知とともに返還誓約書（借用証書）を返却いたします。大切に保管してください。

11. 返還が滞ってしまったら・・・

借りた奨学金は決まった金額を決まった期間内にすべて返還してください。

もし返還が滞ってしまった場合は「滞納金」として取り扱い、大学が下記の措置を取ります。

- 借用者兼返還者本人および連帯保証人に督促状を送付し、滞納金額の返還を請求する。
- 保証人へ連絡し、借用者兼返還者本人と連帯保証人への返還を指導してもらう。
- 返還の業務を弁護士事務所に委託します。
 - ※ 対象となった場合は、以降の返還業務の任を当課は退き、お問い合わせなどの対応も致しかねます。
- 法的措置を取る(訴訟になる可能性もあります)。

*これ以外にも必要に応じた措置を取ることがあります。

返還が滞ると本人だけでなく、連帯保証人や保証人など多くの人に多大な迷惑がかかることとなります。そのようなことは絶対にないように、計画的に返還をしてください。万一、どうしても一時的に返還が難しくなった場合は、返還猶予の手続きを取ってください。(6～7ページ参照)

12. 大学への登録事項の変更手続きについて **《重要》**

大学への登録事項に変更が生じた場合や、連帯保証人・保証人様が責務を果たせない状況となった場合は、速やかに変更手続きを行ってください。非常に重要な手続きですので、必ず申し出ていただくようお願いします。連絡先が不明な場合、あるいは連絡が取れない場合には、連帯保証人・保証人・各勤務先へ調査を行いますので注意してください。

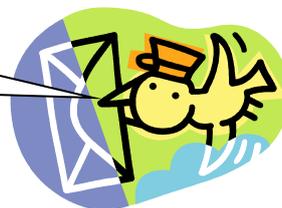
提出いただいた個人情報[※]は本奨学金返還業務以外に使用することは一切ありません。

お手続きは5ページの[各種手続き一覧]を参照のうえ行ってください。

《各種お手続き》

変更項目 対象者	提出書類(後方綴) 申請	手続き方法
◆住所変更 ・本人 ・連帯保証人 ・保証人	[様式 1] 転居届・勤務先 変更届	次のいずれかの方法で手続きする。 ① 中央大学ホームページの「中央大学貸与奨学金 返還者登録情報変更フォーム」入力にて送信する。 ② 奨学課に電話またはFAXで連絡する。 ③ 「転居届・勤務先変更届」(様式1)を郵送する。
◆氏名の変更 ・本人 ・連帯保証人 ・保証人	[様式 2] 改氏名届	必ず書面での提出が必要です。 (注)連帯保証人は実印の押印および「印鑑登録証明書」の添付が必要です
◆連帯保証人の 変更	[様式 3] 連帯保証人変更届	必ず書面での提出が必要です。 ※変更後の連帯保証人の「印鑑登録証明書」を添付してください。 連帯保証人が任を果たせない状況となった場合は新たに選任していただく必要がございます。
◆保証人の変更	[様式 4] 保証人変更届	必ず書面での提出が必要です。 保証人が任を果たせない状況となった場合は新たに選任していただく必要がございます。
◆振替口座の変更 および返還方法の 変更 ・年賦返還 ・月賦返還	申請による返還方法のご希望により、必要書類をお送りします。 〈手続き書類例〉 ・口座関係 「口座振替依頼書」 ・月賦希望時 「分割返還願兼返還計画書」 など	次のいずれかの方法で申請する。 ① 中央大学ホームページの「中央大学貸与奨学金 口座振替申込フォーム」に入力にて申請する。 ② 奨学課に電話やお問い合わせメールで申請する。 (注)書類は、 <u>期限を守って提出</u> してください。 ご希望の口座振替月までに手続きが完了しない場合のご返還は、こちらよりお送りします専用の振込用紙をご利用のうえ、金融機関窓口でのお振込みでの返還をしていただきます。

必要な手続きは、必ず
速やかに行ってください



13. 返還猶予について

やむを得ない事情等により返還が困難な場合は、返還猶予の手続きをすることができます。猶予希望事由によって、P6～7を参考に申請してください。

申請に基づき本学奨学委員会にて審議の上、認められた場合は返還を猶予します。

*対応内容は変更になる場合がありますので、最新の情報は中央大学ホームページで確認してください。

※返還猶予とは・・・一定期間返還を待ってもらうこと

※返還猶予の種類と回数・・・在学猶予→進学による在籍期間、回数は問いません
一般猶予→最大5回まで

1. 在学猶予

(1) 申請書類等

卒業・修了後に、本学または他の大学や大学院に進学した場合、その在籍スタンスによって手続きが異なります。下記を参考に申請してください。

在学先	必要書類	猶予期間
本学大学院に在籍中 (標準修業年限内)	在学届(所定用紙) ※大学院進学の場合、入学 手続き書類に同封します。 ※学生証のコピーを貼付し てください。	標準修業年限の在籍期間
本学大学院に在籍中 (標準修業年限を超過)	①返還猶予願(様式5) ※巻末綴込 ②学生証のコピー	標準修業年限を超えた在籍期間 (注)修学延長の場合は、1年毎の 手続が必要
本学の専門職大学院に 在籍中	①返還猶予願(様式5) ※巻末綴込 ②学生証のコピー	標準修業年限の在籍期間 (注)修学延長の場合は、1年毎の 手続が必要
他大学の学部・大学院・ 専門職大学院に 在籍中	①返還猶予願(様式5) ※巻末綴込 ②学生証のコピー ③在学証明書 (毎年4月に提出)	標準修業年限の在籍期間 (注)修学延長、海外の大学に在学 の場合は、1年毎の手続が必要

※他大学在籍を事由とする場合、在籍確認のため、毎年4月に「在学証明書」を提出していただきます。

※大学院研究生、通信教育、専門学校、科目等履修生等の場合は、次ページの「2. 一般猶予」の対象となります。

※申請内容について確認ため、ご連絡や追加で書類の提出を求めることがあります。

(2) 申請期間

対象年度 4月～9月まで

2. 一般猶予

(1) 申請書類等

下記の事由等で返還が一時的に困難な場合、それぞれ必要な証明書や書類を「返還猶予願」(様式5)に添付して申請をしてください。

事 由	必要書類 (共通)	必要書類 (事由別)	猶予期間
災 害	市区町村役場発行の 所得証明書 (罹災月から13ヶ月 目以降のみ必要) ※6月に発行される 前年分所得記載の もの。	罹災証明書等	1年間 (対象年度12月 ～翌年11月) 毎年申請が必要 最大5年を限度 とする
病気加療		医師の診断書 (診断書に就労困難である旨と治療中 である旨の記載が必要。2カ月以内の 発行のものに限る)	
経済事由 (資格試験準備 等を含む)	市区町村役場発行の 所得証明書 ※6月に発行される 前年分所得記載の もの。	①給与・年金収入の合計金額が300万 円以下 ②合計所得金額が192万円以下 *最新の所得証明書に記載の金額が、上 記①②いずれかの金額を超える場合は、 現在の経済的事情や生活状況がわかる 書類 (求職中であることがわかる書類、 ・雇用保険受給資格者証 ・資格試験準備の講座受講証 など)	
司法修習生		司法研修所発行の身分証明書のコピー (合格証明書も可)	

※所得証明書は『原本』を添付してください。

※所得証明書は市区町村によって、最新のものの発行時期が異なる場合があります。

※必要書類はやむを得ない場合コピーも可とします。

※過去の年度に遡って返還猶予を申請することはできません。

※申請内容について確認ため、ご連絡や追加で書類の提出を求められることがあります。

(2) 申請期間

対象年度6月～9月まで

3. 結果通知

奨学委員会にて審議し承認された場合は、申請書に記入された住所宛に結果を通知します。

申請時期および奨学委員会の開催時期により結果が出るまで数ヶ月の時間を要する場合があります。

*審議の結果、返還猶予が認められない場合もあります。その際は、返還方法などご相談のうえ返還していただきます。

14. 返還免除について

借用者兼返還者本人が死亡または心身障害により返還ができなくなった場合は、原則として連帯保証人または相続人に返還していただきます。

ただし、連帯保証人または相続人も返還できない相当の事由があり、連帯保証人を変更することもできないと判断される場合は、返還金の残高について全額または一部の返還の免除を申請することができます。

申請に基づき奨学委員会にて審議の上、認められた場合は返還を免除します。

注) 連帯保証人の変更手続きが可能な場合は、必ず「連帯保証人変更届」(様式3)にて手続きを行ってください。

1. 申請期限

奨学生(借用者兼返還者)本人が死亡の場合 : 死亡してから1年以内

奨学生(借用者兼返還者)本人が心身障害で治る見込みがない場合 : 随時

2. 申請方法

「返還免除願」(様式6)に必要な事項を記入の上、申請事由を証明する資料を添付して提出してください。

3. 必要書類

〈全員提出〉

① 返還免除願(様式6)

返還免除を申請する理由を詳しく記入してください。

*理由が詳細かつ明確でないと申請を受け付けることはできません。

② 市区町村役場発行の所得証明書

借用者兼返還者本人および、返還義務を担う(連帯保証人や相続人)すべての方のものが必要です。

③ 連帯保証人または相続人が返還することができない事由を証明する証明書

〈借用者兼返還者本人の申請事由による提出〉

④ 借用者兼返還者本人死亡の場合、事実が記載された公的証明書

(戸籍謄本・抄本、死亡診断書など)

⑤ 借用者兼返還者本人の心身障害などによる場合、治る見込みがないことを証明する資料(医師の診断書など)

⑥ その他大学が提出を求める書類

※ご不明な点等、詳しくは奨学課までお問い合わせください。

4. 結果通知

奨学委員会にて審議し承認された場合は、申請書に記入された住所宛に結果を通知し、返還誓約書(借用証書)を返却します。

申請時期および奨学委員会開催時期により結果が出るまで数ヶ月の時間を要する場合があります。

中央大学貸与奨学金 口座振替に関するQ&A

～口座振替制度の質問集です。参考にしてください。～



こちらのQ&Aで載せている各種申請や手続きに必要な書式などは、下記の中央大学公式ホームページの奨学金サイトの各コンテンツより申請および書式のダウンロードをしていただくことができます。

☞ <https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/borrow/>

《中央大学公式ホームページ→(クイックリカ)奨学金→(Contents)奨学金を借りていた方へ》

Q1 口座振替はいつされるのですか？

A1 〈年賦返還の方〉毎年12月4日です。口座振替は年に1回となります。

〈月賦返還の方〉毎月4日です。

※2回連続で振替不能となると月賦での振替の利用ができなくなります。

(金融機関休業日にあたる場合は翌営業日)。

Q2 振替金額を準備し忘れてしまった場合、どうすればいいですか？

A2 〈年賦返還の方〉12月の口座振替日に振替が行えなかった場合には、2月4日(金融機関休業日あたる場合は翌営業日)に再度振り替え(再振替)を行います。

その際は1月にその旨のご案内通知(ハガキ)を送付します。必ず、振替日前営業日までに準備してください。

*振替手数料と消費税は2回分負担していただきます。

〈月賦返還の方〉振替不能であった旨の通知(封書)を該当月の中旬～下旬に振込用紙を同封し送付します。口座振替できなかった分を金融機関窓口よりご返還いただきます。

*2か月連続で振替不能となると月賦での振替の利用ができなくなります。

Q3 再振替でも振り替えができなかった場合はどうなりますか？〈年賦返還〉

A3 当年度の返還は金融機関窓口より、お振込みでの返還をしていただきます。

(注)こちらより発送する振込用紙に記載の返還期限を過ぎてしまうと滞納金となりますので注意してください。

*2月の再振替時の入金が確認できなかった方には専用の振込用紙を2月下旬に発送します。

*ご連絡なく、口座振替が行えない状況が何年も続く場合は、口座振替制度を利用できなくなる場合があります。

Q4 口座振替にかかる手数料はいくらですか？

A4 1回の口座振替につき、口座振替手数料(含消費税)がかかります。

*再振替の場合は口座振替手数料(含消費税)が2回分かかります。

(参考)口座振替手数料72円(手数料65円+消費税10%分7円) [2025年2月現在]

※口座振替手数料は変更となる場合があります。

Q5 返還の口座を変更したい場合はどうすればいいですか？

A5 あらかじめ口座振替依頼書を提出していただきます。

必要書類をお送りしますので、下記の中央大学公式ホームページの奨学金サイトの“中央大学貸与奨学金 口座振替申込フォーム”より申請いただくか、奨学課までご連絡ください。

Q6 口座名義は本人でないといけませんか？

A6 基本的には本人名義となりますが、連帯保証人等の名義でも構いません。

ただし、口座振替依頼書の「請求先顧客番号」に奨学生本人の学籍番号の記入を忘れない
ように注意してください。

Q7 預金口座振替依頼書を自分で金融機関に持って行く必要はありますか？

A7 不要です。くれぐれも金融機関には絶対に持って行かないでください！

(注) 預金口座振替依頼書には、金融機関のお届け出印を鮮明に押してください。

*重ね押しや不鮮明な場合は、受付できません。

また、ネットバンキングをご利用の場合のお届け出印欄には、金融機関によりサインでのお届けや、申請後に印鑑の登録を行う必要がある場合もございます。必ずご利用の金融機関の仕様をお確かめのうえ、正しいお届けの押印または記入をしてください。

Q8 返還が必要な金額がいくらなのか知りたいのですが。

A8 貸与終了時(返還説明会)に配布しております「返還の覚え」に記載されていますので、ご確認ください。「返還の覚え」は本冊子『返還のてびき』表紙裏に貼って管理してください。

また、最新の情報を反映した返還金額を、口座振替の案内通知(ハガキ)でもお知らせしますので、自分がこれまでいくら返還したのか、年賦はいくらなのか等確認することができます。通知が届きましたら、必ず引き落とされる金額(口座振替手数料・消費税も含めて)の準備をしてください。

Q9 繰り上げ返還や一括返還をすることはできますか？

A9 可能です。〈年賦返還者〉

〈一括返還〉

◆返還方法① 現在ご利用の口座よりお振替による一括返還◆

- ・手続き：『返還のてびき』の「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」(様式7)あるいは、「口座振替金額 増額申込書」(様式8)に必要な事項を記入のうえ提出してください。
- ・提出方法：ご希望の口座振替月の前月5日までに、ご記入の原本を郵送またはFAX。PDFをメールに添付して送信も可。
 - *残額一括の口座振替はご希望の月を選択いただけます。
 - *受付の際は確認のためご連絡する場合がございますので、ご対応をお願いします。

◆返還方法② 振込用紙による金融機関窓口でのお振込みで返還◆

- ・手続き：奨学課までご連絡ください。専用の振込用紙をお送りします。

〈繰り上げ返還〉

◆計画的な長期にわたる繰り上げ◆

- ・手続き：『返還のてびき』の「口座振替金額 増額申込書」(様式8)に必要な事項を記入のうえ提出してください。
- ・提出方法：9月末日までに、ご記入の原本を郵送またはFAX。PDFをメールに添付して送信も可。
 - *上記〆切を過ぎてしまうと当年度の振り替えに間に合わないため、翌年からの繰り上げ返還になる場合があります。

Q10 少し余裕ができました。今年は年賦額以上を振り替えてほしいのですが・・・

A10 可能です。◆繰り上げ返還◆

- ・手続き：「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」（様式7）に必要事項を記入のうえ提出してください。
- ・提出方法：9月末日までに、
ご記入の原本を郵送またはFAX。 PDF をメールに添付して送信も可。
*上記〆切を過ぎてしまうと当年度の振り替えに扱えない場合もございます。

(注) Q9・Q10の繰り上げ返還をご利用の方は・・・

設定の金額に応じて、最終返還時の金額が変わる場合や、返還終了年度が早まることにもなります。今後のご返還は毎年11月下旬に発送しております口座振替案内通知を必ずお確かめください。

Q11 途中から分割して返還することはできますか？

A11 口座振替による月賦返還も扱っております。〈年賦返還 ⇄ 月賦返還〉

ご相談を賜り、ご事情によって手続きを進めさせていただきます。
奨学課までお気軽にご相談ください。

Q12 事情があり返還したお金を返してもらえますか？

A12 一度返還された返還金は、いかなる理由があっても返金することはできません。
ご了承ください。

Q13 どうしても返還することが厳しいのでしばらく待ってもらうことはできますか？

A13 返還期間を延ばすことができます（「返還猶予」といいます。『返還のてびき』5～6ページを参照してください）。

申請内容を奨学委員会にて審議・承認されれば返還猶予が認められます。

*申請日や奨学委員会の日程により結果が出るまで数ヶ月かかることがあります。

『返還のてびき』の「返還猶予願」（様式5）に必要事項を記入の上、猶予事由を証明する書類とともに奨学課まで送付してください。

*当年度のみ申請となります。（在学猶予を除く）*年度を遡っての申請はできません。

*申請は、当年度6月～9月までに提出してください。

Q14 返還に関する相談には応じてもらえますか？

A14 出来る限り相談に応じたいと思いますので、奨学課までお気軽にご連絡ください。

Q15 住所を変更した場合の手続きはどうしたらよいですか？

A15 『返還のてびき』の「転居届・勤務先変更届」（様式1）の提出。または、お電話でも承ります。また、下記の中央大学公式ホームページの奨学金サイトの“中央大学貸与奨学金 返還者登録情報変更連絡フォーム”をご利用下さい。

Q16 結婚して、姓が変わりました。どうしたらよいですか？

A16 『返還のてびき』の「改氏名届」（様式2）を提出してください。

*必ず紙面での提出が必要です。

*返還にご利用中の口座の名義変更手続きもされているか、お知らせください。

（口座の変更がなければ、口座書類等の提出は不要です）

(注) 連帯保証人様の改氏名の場合は、併せて印鑑登録証明書を添付してください。

卷末綴込

各種書類

中央大学貸与奨学金 転居届・勤務先変更届

20 年 月 日

中央大学学長殿

現在届出の ^{借用者兼返還者} } 本人
連帯保証人
保証人 (氏名:) について

下記の通り届出事項を変更します。

フリガナ		学籍番号												
奨学生本人氏名	(西暦) 年 月 日生													

※変更該当者について記入してください。変更がない項目については「変更なし」と記入してください。

フリガナ		本人との続柄
氏名	(西暦) 年 月 日生	
フリガナ	〒	—
(新)住所		
電話番号	自宅	携帯電話
メールアドレス	@	
フリガナ		勤務先電話番号
勤務先名称 (部署名含む)		
フリガナ	〒	—
勤務先住所		

＜お問い合わせ・送付先＞ 中央大学学生部事務室奨学課
 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
 TEL 042-674-3984
 FAX 042-674-3475
 MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

中央大学貸与奨学金 改氏名届

20 年 月 日

中央大学学長殿

現在届出の { 借用者兼返還者
本人
連帯保証人
保証人 } ((旧)氏名: _____) について

下記の通り届出事項を変更します。

フリガナ		学籍番号
借用者兼返還者 本人(旧)氏名	(西暦) 年 月 日生 (印) (朱肉印)	
フリガナ	〒 —	
本人住所		
本人連絡先	電話番号(自宅)	携帯電話番号
		メールアドレス
		@

(注) 以下は変更該当者自身が記入してください。
なお、連帯保証人の改氏名の場合は、実印を押し、「印鑑登録証明書」を添付してください。

フリガナ		印鑑	本人との続柄
(新)氏名	(西暦) 年 月 日生	(印) (朱肉印)	
フリガナ	〒 —		
(新)住所			
(新)連絡先	電話番号(自宅)	携帯電話番号	メールアドレス
			@
フリガナ		勤務先電話番号	
勤務先名称 (部署名含む)			
フリガナ	〒 —		
勤務先住所			

《重要》 現在返還にご利用中の口座の名義変更はお済ですか？ ➡ YES ・ NO	変更後の名義
(注) これから変更を予定されている方は、変更後速やかにお知らせいただきますようお願いします。	

<お問い合わせ・送付先> 中央大学学生部事務室奨学課
 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
 TEL 042-674-3984
 FAX 042-674-3475
 MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

中央大学貸与奨学金 連帯保証人変更届

20 年 月 日

中央大学学長殿

現連帯保証人氏名／続柄

既に届出のある連帯保証人()を下記の者に変更しますので、
新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付の上、お届けします。

● 借用者兼返還者本人情報

フリガナ			学籍番号
氏名	(印) (朱肉印)		
	(西暦)	年 月 日生	
フリガナ	〒 ー		
住所			
連絡先	電話番号(自宅)	携帯電話番号	メールアドレス
			@

● 新連帯保証人情報

(注)以下は変更該当者自身が記入してください。実印を押印のうえ、「印鑑登録証明書」を添付してください。

フリガナ			実印	本人との続柄
連帯保証人氏名	(西暦)		年 月 日生	
フリガナ	〒 ー			
住所				
連絡先	電話番号(自宅)	携帯電話番号	メールアドレス	
			@	
フリガナ			勤務先電話番号	
勤務先名称 (部署名含む)				
フリガナ	〒 ー			
勤務先住所				
変更理由	死亡 ・ その他 ()			
父母以外の 選任理由	父:	母:		

* 連帯保証人は、原則奨学生本人の父母またはこれに準ずる者で、独立生計を営む者としてします。

※ 父母での選任が難しい場合は、兄弟姉妹、配偶者、相続人も対象です。

* 連帯保証人は、奨学生本人と連帯で返還の義務を負います。

〈お問い合わせ・送付先〉 中央大学学生部事務室奨学課
〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
TEL 042-674-3984
FAX 042-674-3475
MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

中央大学貸与奨学金 保証人変更届

20 年 月 日

中央大学学長殿

現保証人氏名／続柄

既に届出のある保証人()を下記の方に変更しますので、
お届けします。

● 借用者兼返還者本人情報

フリガナ			学籍番号
氏名	<div style="text-align: right;">(印) (朱肉印)</div> (西暦) 年 月 日生		
フリガナ	〒 ー		
住所			
連絡先	電話番号(自宅)	携帯電話番号	メールアドレス
			@

● 新保証人情報

(注)以下は新たに保証人となる方自身が記入し、朱肉用印鑑を押してください。

フリガナ			印鑑(朱肉印)	本人との続柄
保証人氏名	<div style="text-align: right;">(西暦) 年 月 日生</div>			
フリガナ	〒 ー			
住所				
連絡先	電話番号(自宅)	携帯電話番号	メールアドレス	
			@	
フリガナ			勤務先電話番号	
勤務先名称 (部署名含む)				
フリガナ	〒 ー			
勤務先住所				
変更理由	死亡・その他 ()			

* 保証人は、借用者兼返還者本人及び連帯保証人と別住所、別生計、65歳未満を原則として本人からみて4親等以内の方で、いつでも本人と連絡のできる方とします。

* 保証人は、貸与金の返還義務は負いません。

* 保証人は、借用者兼返還者本人および連帯保証人に対し、返還の指導を誓約する方とします。

＜お問い合わせ・送付先＞ 中央大学学生部事務室奨学課
〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
TEL 042-674-3984
FAX 042-674-3475
MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

様式5

中央大学貸与奨学金 返還猶予願

20 年 月 日

中央大学学長 殿

下記の通り、中央大学貸与奨学金の返還猶予をお願いします。

最終学歴の学籍番号 * 専門職大学院は学部在籍時の学籍番号										
フリガナ 氏 名 (印) (朱肉印)	住所 〒 _____									
	TEL ()			携帯 TEL ()						
該当事由 (該当箇所に○をつけてください)	災害		病気加療		他大進学		中大進学		経済事由他	

猶予希望期間：20 年度返還分 (20 年12月 ~ 20 年11月 1年間)

猶予事由 (裏面を参照し、猶予を希望する理由を詳しく記入してください)

※ 猶予事由を証明する書類を必ず添付してください。添付資料が下記の申請期間までに用意が困難な場合は奨学課までご連絡ください。

※ 所得証明書の添付が必要な場合、最新(前年分)の所得記載のものを提出してください。

※ ご提出いただいた書類の返却は致しかねますのでご了承ください。

※ 返還猶予の申請期間は事由問わず当該年度の6月～9月迄です。

〔返還猶予願の猶予事由欄の記入について〕

猶予事由欄は詳しく記入してください。

* 猶予事由を証明する書類を必ず添付してください。(P5, 6参照)

* 返還猶予願の記入は、次ページの記入例を参考に作成してください。

＜猶予事由に関わらず共通して記入する内容＞※必須

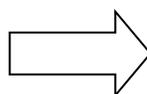
- ・現在の生活状況や経済的事情
- ・今後の生活や経済的な見通し
- ・返還猶予を申請するに至った理由と、返還に向けての今後の計画

＜猶予事由により記入する内容＞

- ① 災害
 - ・災害の名称、日時と被災内容
 - ・復興の見込み
- ② 病気加療
 - ・病名および現在の病状
 - ・治療の状況や回復の見込み
- ③ 他大学進学／中大進学
 - ・進学する学校名、学部／学科名、研究科／専攻／課程名、学年
 - ・入学（進学）年月
 - ・卒業（修了）予定年月
 - ・進学理由
 - ・学業の状況、卒業（修了）後の計画
- ④ 経済事由 他
 - 現在の生活状況や経済的事情について特に詳しく記入してください。
 - * 大学院研究生、通信教育、専門学校在学、科目等履修生の場合は、在籍している学校名、在籍期間、講座・コース名、試験の名称等を記入

注) 事由欄の記入が不足していたり、詳細がわからないと、奨学委員会に諮ることができません。必ず詳細に記入するようにしてください。

後日、担当より確認のご連絡や、追加で証明資料の提出をお願いする場合がございます。その際は速やかに対応くださいますようお願いいたします。



次頁に記入例あり

様式5

記入例

中央大学貸与奨学金 返還猶予願

あくまでも記入例です。ご本人の意思のもと記入してください。

2025年 7月 1日

中央大学学長 殿

下記の通り、中央大学貸与奨学金の返還猶予をお願いします。

最終学歴の学籍番号 * 専門職大学院は学部在籍時の学籍番号	1	1	A	1	1	0	1	0	0	1	A
フリガナ ショウガクカ タロウ 氏名 奨学課 太郎 (印)	住所 〒192 - 0393 東京都八王子市東中野742-1										
押印忘れずに!! (朱肉印)	TEL 042 (674) 9999 携帯TEL 080 (1111) 2222										
該当事由 (該当箇所には○をつけてください)	災害 病気加療 他大進学 中大進学 経済事由他										

猶予希望期間：2025年度返還分(2025年12月～2026年11月 1年間)

猶予事由 (裏面を参照し、猶予を希望する理由を詳しく記入してください)

私は〇〇〇〇年3月に中央大学を卒業し就職したものの、〇〇〇〇年〇〇月に退職にて、現在は求職中でアルバイトをしております。

頻繁にハローワークにも通い求職活動に力を注いでいるのですが、思うように結果が出ず、アルバイトだけで生計を立てている状況です。

アルバイトは週に5日入っておりますが、月収は約10万円程度であり、生活費に充てるのが精一杯です。

奨学金を返還する意思はあるのですが、現在はその余裕が全くない状況となっております。

今後引き続き求職活動を行い、今年中には就職を決めたいと思っております。就職後は奨学金を必ず返還していく所存ですので、ご迷惑をお掛けして大変申し訳ありませんが、今年度については返還猶予をお認めいただきたく、よろしく願い申し上げます。

※ 猶予事由を証明する書類を必ず添付してください。添付資料が下記の申請期間までに用意が困難な場合は奨学課までご連絡ください。

※ 所得証明書の添付が必要な場合、最新(前年分)の所得記載のものを提出してください。

※ ご提出いただいた書類の返却は致しかねますのでご了承ください。

※ 返還猶予の申請期間は事由問わず該当年度の6月～9月迄です。

様式 6

中央大学貸与奨学金 返還免除願

20 年 月 日

中央大学学長 殿

下記の通り、中央大学貸与奨学金の返還免除をお願いします。

フリガナ 連帯保証人氏名 (または相続人) (借用者本人との続柄:)	印 (朱肉印)	住所 〒 -	TEL ()	携帯 TEL ()						
借用者本人の該当事由 (該当箇所に○をつけてください)	借用者本人死亡 (年 月 日) 借用者本人心身障害で治る見込みなし									
借用者本人の最終学歴の学籍番号 * 専門職大学院は学部在籍時の学籍番号										
フリガナ 借用者氏名	貸与総額	円	残高	円						

返還免除申請の事由 (7ページを参照し、上記本人事由とあわせて連帯保証人(相続人)も返還が困難である事由を詳しく記入してください)

※ 免除申請する事由を証明する書類を必ず添付してください。

**中央大学貸与奨学金
返還年賦額を超える返還・一括返還
振替申込書**

中央大学貸与奨学金の返還について、 年 月の口座自動振替では、
返還年賦額を超える返還・一括返還をしたいので、下記の金額を
(↑該当するものに○を付けてください)

指定口座より振り替えてください。

申込日	20 年 月 日		
フリガナ			
本人氏名			
	朱肉印		
	(西暦) 年 月 日生		
在籍当時の学籍番号			
連絡先電話番号	(ご対応者氏名/続柄)	(自宅・携帯)	

下記A・Bのどちらかに記入してください。

A：返還年賦額を超える 返還金額 (振替希望額)	返還年賦額 (①)	円
	加算したい返還金額 (②)	円
	合計 (①+②)	円
B：一括返還金額		円

- *ご記入の上、下記奨学課まで郵送またはFAX送信するか、申込書をPDFファイルで下記メールアドレスまで送信してください。
- *一括返還を希望の際は口座振替月を選択できます。本申込書の提出は希望の振替月の前月5日までに提出してください。
- *本申込書の内容確認をさせていただく場合があります。電話番号は必ず記入してください。
- *一括返還の場合、振込用紙の利用も可能ですので連絡してください。
- *年賦額以下の金額は指定できませんので、注意してください。
- *増額したことにより返還期間が短縮されます。今後の返還のご案内は、毎年11月下旬に発送の「口座振替案内ハガキ」をご確認ください。
- *完済の際は、完済通知および返還誓約書(借用証書)を届け出のある住所に送付します。

<お問い合わせ・送付先> 中央大学学生部事務室奨学課

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1

TEL 042-674-3984

FAX 042-674-3475

MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

事務処理欄

**中央大学貸与奨学金
口座振替金額 増額申込書**

下記の通り、中央大学貸与奨学金の振り替え金額の増額を希望しますので指定口座から振り替えをお願いします。

申込日	20 年 月 日		
フリガナ			朱肉印
本人氏名	(西暦) 年 月 日生		⑩
在籍当時の学籍番号			
連絡先電話番号	(ご対応者氏名/続柄)	(自宅・携帯)	

繰り上げ返還金額	1	年12月	円
	2	年12月	円
	3	年12月	円
	4	年12月	円
	5	年12月	円
	6	年12月	円
	7	年12月	円
	8	年12月	円
	9	年12月	円
	10	年12月	円
返還合計額			円

申し込み期限：該当年度の9月末日まで

*ご記入の上、下記奨学課まで郵送またはFAX送信するか、申込書をPDFファイルで下記メールアドレスまで送信してください。

*本申込書の内容確認をさせていただく場合があります。電話番号は必ず記入してください。

*増額したことにより返還期間が短縮されます。今後の返還のご案内は、毎年11月下旬に発送の「口座振替案内ハガキ」をご確認ください。

*完済の際は、完済通知および返還誓約書（借用証書）を届け出のある住所に送付します。

＜お問い合わせ・送付先＞ 中央大学学生部事務室奨学課

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1

TEL 042-674-3984

FAX 042-674-3475

MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

事務処理欄

口座振替に関する取り扱い要領

1. 取り扱い金融機関

全国の都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合（一部を除く）・農協・労働金庫・ゆうちょ銀行・信漁連・漁協（一部を除く）・ネット銀行（一部を除く）・その他

2. 口座振替取扱会社

リコーリース株式会社

1976年12月設立 東京証券取引所市場第一部上場 資本金 78億9,686万円

主な取引先：リコー及びリコーグループ企業、大塚商会、早稲田大学、埼玉大学、中央大学

*中央大学貸与奨学金の返還に関して口座振替業務を委託しておりますが、直接同会社から連絡することはありません。

3. 口座振替日

・年賦振替は、原則毎年12月4日です。 ・月賦振替は、毎月4日です。

*振替日が金融機関休業の場合は翌営業日となります。

*年賦振替で12月の引き落としができなかった場合は再振替（2月4日）を行います。

*年賦振替の方への口座振替のご案内通知は、11月下旬（再振替時は1月下旬）にハガキにて発送。

*月賦返還者の方へは毎年10月に次年度の月賦額見直し通知をお送りします。

*年度途中での月賦手続きによる月賦振替開始の前月下旬には「口座振替のご案内」通知(封書)をお送りします。

*月賦返還を継続の方(月賦額の見直しをされた方含む)には、毎年11月に1年間分(年度ごと)の「口座振替のご案内」通知(封書)を発送します。

4. 口座振替手数料

1回の振替につき口座振替手数料72円（内、消費税10%分7円）がかかります（2025年2月現在）。

なお、口座振替手数料は変更になる場合があります。あらかじめご了承ください

*年賦振替で12月の引き落としができなかった場合は、再振替時（2月）に振替手数料2回分を請求することになります。

5. 通帳への印字

「RL）チュウオウダイガク」と印字されます。

*RLとは取扱会社であるリコーリースの略です。

中央大学奨学金貸与規程

(規程第四十五号)

(趣旨)

第一条 中央大学学則第四十六条第三項及び中央大学大学院学則第四十八条第三項の規定に基づき、中央大学(以下「本大学」という。)に奨学資金を置き、学部又は大学院に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的事由によって修学が困難な者に対し、奨学金を貸与する。

2 本大学から奨学金の貸与を受ける者を貸費生といい、その奨学金を貸与金という。

(資金)

第二条 貸費生の貸与金は、次の資金をもって充てる。

- 一 本大学が毎年度の予算に計上する資金
- 二 返還金
- 三 寄附金

(貸費生の種類)

第三条 貸費生の種類は、次のとおりとする。

- 一 学部貸費生
- 二 大学院博士課程前期課程・修士課程貸費生
- 三 大学院博士課程後期課程貸費生
- 四 大学院博士課程後期課程特別奨学生
- 五 応急奨学金貸費生
- 六 入学時貸与奨学金貸費生

(貸与金額)

第四条 前条第一号から第四号までの規定に掲げる貸費生の貸与金の金額は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 本人の希望により前項の貸与金の金額を減額して貸与する場合の貸与金の金額は、別表第二に掲げるとおりとする。

(応急奨学金貸費生及び入学時貸与奨学金貸費生)

第五条 第三条第五号及び第六号の貸費生については、別に定める。

2 第一条第一項の規定にかかわらず、本大学の入学の選考に合格し、所定の入学金を納入した者には、応急奨学金を貸与することができる。

3 第一条第一項の規定にかかわらず本大学の入学の選考に合格し、本大学入学の誓約書を提出した者には入学時貸与奨学金を貸与することができる。

(貸与の期間及び再出願)

第六条 貸与の期間は、十二カ月以内とする。

2 二年以上以上貸与を志望する者は、一カ年を経過するごとに改めて出願しなければならない。

(出願の手続)

第七条 貸与を志望する者は、連帯保証人(以下「保証人」という。)と連署した本大学所定の申請書を提出しなければならない。

2 保証人は、父母又はこれに準ずる者で、独立の生計を営む者でなければならない。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 貸与を必要とする事情を証明するもの
- 二 学業成績証明書

(貸費生の決定)

第八条 奨学委員会(以下「委員会」という。)は、学長の承認を得て貸費生を決定する。

2 貸費生を決定したときは、本人に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(貸与金の交付)

第九条 貸与金は、毎月一カ月分ずつ交付する。ただし、特別の事情があるときは、二カ月分以上を合わせて交付することができる。

(貸費生の異動届)

第十条 貸費生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証人と連署のうえ、速やかに届け出なければならない。

- 一 休学、停学又は退学するとき。
- 二 本人又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(他の奨学金との関係)

第十一条 貸費生は、他の奨学金を併用することができる。

(貸与の停止)

第十二条 貸費生が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、貸与金の貸与を停止する。

- 一 明らかに成業の見込みがないとき。
- 二 休学又は退学するとき。
- 三 その他貸費生として適当でないと判断されたとき。

(貸与の辞退)

第十三条 貸費生は、いつでも貸与金を辞退することができる。

2 辞退する場合には、保証人連署の届出書を提出しなければならない。

(貸与金借用証書の提出)

第十四条 貸費生が次の各号のいずれかに該当する場合は、保証人と連署のうえ、貸与金借用証書を提出しなければならない。

- 一 貸与期間が満了したとき。
- 二 貸与を停止されたとき。
- 三 貸費生を辞退したとき。

(貸与金の利息)

第十五条 貸与金には利息を付けない。

(貸与金の返還方法及び期限)

第十六条 貸費生が第十四条各号のいずれかに該当するときは、貸与が終了し、かつ、卒業・修了・辞退又は退学した月の翌月から起算して六カ月経過したのち、十年以内に貸与金を返還しなければならない。

- 2 二カ年以上貸費生であった者は、前項の返還期限を延長することができる。ただし、通算して十五年を超えることはできない。
- 3 貸与金の返還は、特別の事由があると認める場合を除き、年賦とする。
- 4 貸与金の返還年賦額は、第一項に該当するときは、貸与金総額の十分の一以上とし、第二項に該当するときは、貸与金総額の十五分の一以上とする。年賦額に満たない端数が生ずるときは、その端数分を最終の年賦額に加算する。
- 5 貸与金の返還期日及び返還年賦額は、貸与金借用証書に明記して提出しなければならない。
- 6 貸与金は、いつでも繰上げ返還することができる。

(延滞金)

第十七条 貸与金の返還期限後の滞納金に対しては、延滞金を徴収することができる。

2 前項に定める延滞金の額は、その延滞している返還年賦額に一カ年を超えるごとに百分の五の割合を乗じた金額とする。

(貸与金の返還猶予)

第十八条 貸費生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願い出によって貸与金の返還を猶予することができる。

- 一 災害又は疾病によって、返還が困難となったとき。
- 二 学部又は大学院に在学するとき（他の大学の学部又は大学院を含む。）。
- 三 その他委員会が返還猶予を適当と認めるとき。

2 返還猶予の期間は、前項第二号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは、一カ年以内とし、願い出により一年ごとに延長することができる。ただし、通算して五カ年を超えることはできない。

(返還猶予の願い出)

第十九条 貸与金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した貸与金返還猶予願を提出しなければならない。ただし、前条第一項第二号に該当するときは、貸与金返還猶予願に在学証明書を添付しなければならない。

2 前項の貸与金返還猶予願について、特に必要があると認めるときは、その事由を証明することのできる書類を提出させることができる。

(貸与終了後の異動届)

第二十条 貸費生であった者が、貸与金返還完了前に、その氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

2 前項の規定は、保証人についても準用する。

(貸費生の死亡届)

第二十一条 貸費生が死亡したとき、又は貸費生であった者が貸与金返還完了前に死亡したときは、保証人又は相続人は、死亡届に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて、速やかに提出しなければならない。

2 貸費生が死亡したときは、第十四条の規定に準じて貸与金借用証書を死亡届に添えて、提出しなければならない。

(死亡及び心身障害による貸与金の返還免除)

第二十二条 貸費生又は貸費生であった者が、死亡し又は心身障害により労働能力を喪失し、貸与金の返還未済額の全部又は一部について返還困難となったときは、願い出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとするときは、相続人(心身障害の場合にあっては本人)又は保証人は、戸籍抄本(心身障害の場合にあっては医師の診断書)を添付し、速やかに貸与金返還免除願を提出しなければならない。

3 前項の場合において、委員会は、返還が困難であることを示す書類の提出を求めることができる。

(返還免除の決定及び通知)

第二十三条 前条の規定により貸与金返還免除願の提出があったときは、委員会はこれを審査決定する。

2 決定の結果は、本人、保証人又は相続人に通知する。

附 則 (規程第千七百五十二号)

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第三条に次の一号を加える改正規定、第三条の三の見出しを改める改正規定、第三条の三第一項の改正規定及び第三条の三に次の一項を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

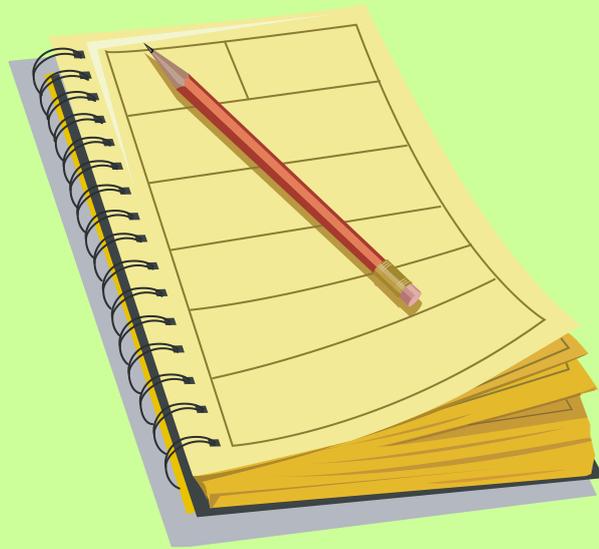
別表第一

種 類	金 額 (月 額)
学部貸費生	60,000 円
大学院博士課程前期課程・修士課程貸費生 大学院博士課程後期課程貸費生 大学院博士課程後期課程特別奨学生	60,000 円

別表第二

種 類	金 額 (月 額)
学部貸費生	40,000 円
大学院博士課程前期課程・修士課程貸費生 大学院博士課程後期課程貸費生 大学院博士課程後期課程特別奨学生	40,000 円

奨学金の返還は
計画的な返還を
お願いします。



(2016年12月発行)
(2020年4月改訂)
(2021年4月改訂)
(2025年4月改定)



<お問い合わせ先>

中央大学学生部事務室奨学課

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1

TEL 042-674-3984

FAX 042-674-3475

MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

受付時間 平日・祝日の授業実施日 10:00~17:00
土(隔週) 10:00~12:00

※受付時間は変更になることもありますのでホームページでご確認ください。

<http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/hours/>

※返還に関してはホームページでもご案内しております。各種手続きに必要な書類もダウンロードすることができますので、ご利用ください。

<http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/>